

【取扱い厳重注意】

平成23年10月21日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 神藤正嗣

平成23年10月19日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

#### 1 被聴取者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野英司

#### 2 聴取日時

平成23年10月19日午前10時7分から午前10時33分まで

(平成23年10月20日午後7時5分から午後7時12分までの間、電話にて追加聴取)

#### 3 聴取場所

厚生労働省6階 会議室

#### 4 聴取者

事務局 神藤正嗣

#### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

### 第2 聴取内容

食品中の放射性物質に関する規制値について(別紙のとおり)

### 第3 特記事項

なし

以上

別紙

1 被聴取者の身分

被聴取者の厚生労働省輸入食品安全対策室長の道野氏は、事故発生直後から、食品の規制値の設定、政府の出荷制限指示等の検討に携わってきた人物である。

2 事故発生前の食品の規制値等の検討について

私の知りうる範囲では、これまで食品の放射性物質に関する規制値の設定についての検討はされなかったと思うが、恒常的な基準の検討となると、監視安全課ではなく、基準審査課が担当することになるので、そちらに確認してもらったほうがよい。

3 食品の規制値の検討について

事故直後の食品に対する対応として、当初、厚生労働省の担当レベルでは、国内における原子力災害のために作られた原子力災害対策特別措置法の体系の中で検査から措置までを行うことが適切であるとの考えを持っていたが、3月16日、農林水産大臣から、厚生労働大臣に対し、食品衛生法上の規制値を設定するように要望があったことと、それに加え、福島県外の線量が上がっていたことから放射性物質が拡散していることがうかがえるので、広域に流通する食品の検査、規制を行うとなると食品衛生法を活用する必要性もあるとの認識が出始め、厚生労働大臣にも同様のお考えがあり、食品衛生法の規制値を定めることとした。もちろん、原子力災害対策特別措置法によっても、緊急時応急対策実施区域の範囲を広げることにより対応できたのかもしれないが、それ自体は、食品衛生法の活用を否定する理由とはならなかった。

暫定規制値については、原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標をそのまま使用した。暫定規制値の検討にあたり、既存の数値を用いる場合、その指標の趣旨、目的が重要であり、設定後に何故その数値を採用したのかという説明が付かないものを用いることはできないと考え、大臣にもその考えを説明した。3月16日から17日の未明にかけての大臣室における検討においては、主に、既存の指標の目的が今回の事故対応にふさわしいかどうかを検討した。そして、飲食物摂取制限に関する指標が、原子力安全委員会が国内での事故を想定して設定した指標である一方、コーデックス指標（いずれの食品についてもヨウ素 100 Bq/kg、セシウム 1,000 Bq/kg）は、外国で、放射線事故が発生し、食料品の10%を輸入に依存しているという我が国の今回の事故とは相当に前提が異なる想定の下で、食品からの被ばく量を年間 1m Svを超えないように設定されており、これを適用するのは相当ではないことから、飲食物摂取制限に関する指標が、今回の事故対応の趣旨に照らして適当であるとして食品衛生法上の規制値に用いることとした。

数値の高低に関する検討については、放射性ヨウ素は、チェルノブイリの事故後、小児の甲状腺へ影響を及ぼしたことを考慮し、暫定規制値中の乳児が摂取する乳製品、調製粉乳等の放射性ヨウ素の基準を、既存の数値の中で最も厳しいコーデックスの 100 Bq/kg とすることをとしたが、それ以外については検討していない。